

令 和 3 年 度

監 査 結 果 報 告 書
(定 期 監 査)

糸 島 市 監 査 委 員

3 糸監第92号
令和4年1月11日

糸島市監査委員 井久保 道 信
同 徳 安 達 成

令和3年度監査結果報告書（定期監査）について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき令和3年度の定期監査を実施したので、同条第9項及び糸島市監査基準（令和2年糸島市監査委員告示第4号）第23条第1項の規定により監査結果を公表します。

目次

第1 監査基準に準拠している旨	1
第2 監査の種類	1
第3 監査の対象	1
1 対象部課等	1
2 提出調書及び書類	1
3 基準日	1
第4 監査の着眼点	1
第5 監査の主な実施内容	2
第6 監査の実施場所及び期間	2
1 実施場所	2
2 期間	2
第7 監査の結果	2
【特に措置を講じる必要があると認める事項】	2
【是正又は改善が必要である事項】	2
【各課個別事項】	2
建設都市部	
〈都市計画課〉	2
〈建設課〉	3
〈施設管理課〉	4
産業振興部	
〈農業振興課〉	5
〈農林水産課〉	6
〈商工観光課〉	7
人権福祉部	
〈福祉保護課〉	8
〈福祉支援課〉	8
〈子ども課〉	8
〈人権・男女共同参画推進課〉	9
総務部	
〈危機管理課〉	10
〈財政課〉	11
〈公共施設マネジメント推進室〉	11
〈総務課〉	11
〈管財契約課〉	12
会計課、監査事務局	
〈会計課〉	14
〈監査事務局〉	14

令和3年度 定期監査 結果報告書

第1 監査基準に準拠している旨

定期監査に当たっては、糸島市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部課等

建設都市部：都市計画課、建設課、施設管理課

産業振興部：農業振興課、農林水産課、商工観光課

人権福祉部：福祉保護課、福祉支援課、子ども課、人権・男女共同参画推進課

総務部：危機管理課、財政課、公共施設マネジメント推進室、総務課、管財契約課

会計課、監査事務局

2 提出調書及び書類

① 業務分担表

② 契約（委託料）の執行状況

③ 契約（使用料及び賃借料）の執行状況

④ 契約（工事請負費）の執行状況

⑤ 補助金の交付状況

⑥ 減免に関する状況

⑦ 公有財産の目的外使用許可に関する状況

⑧ 前回定期監査に基づく改善策及び顛末

⑨ 令和3年度歳入・歳出決算額確認リスト

⑩ 契約書及びその締結に係る一連の書類

⑪ 指定管理者との基本協定書、年度協定書及び指定管理者評価シート

⑫ 補助金設計書及び補助金交付に係る一連の書類

⑬ ゼロ出張命令簿

⑭ 財務事務に関する要綱及び内規

⑮ 郵便切手等受払簿

3 基準日

令和3年8月31日

第4 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項及び第15項に規定される趣旨に沿い、事務事業がなされているかどうかを基本とし、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

監査対象課から調書及び書類の提出を受け照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び期間

1 実施場所

監査室

2 期間

令和3年8月26日から令和3年11月12日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、運営の合理化に努めていると認められた。

また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

【特に措置を講じる必要があると認める事項】

勧告すべき事項は、該当がなかった。

【是正又は改善が必要である事項】

是正又は改善が必要である事項は、以下のとおりである。これらの事項については、内容を十分検証して必要な措置を講じるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

なお、監査の過程において行った指導・助言のうち、軽微な事項等についての記述は省略したが、併せて改善を図られたい。

【各課個別事項】

建設都市部

〈都市計画課〉

監査実施日：令和3年10月4日

1 補助金交付に係る事務処理について

補助金交付申請書のうち申請者が記載すべき事項が空欄のまま受領しているもの、申請書の大半が鉛筆書きとなっているもの、補助金交付申請時及び実績報告時に添付すべき書類の添付がないもの等が散見された。

適正な事務処理をされたい。また、添付書類に係る例規の規定が実情に即していないのであれば、例規の整備について検討されたい。

2 契約保証金に係る規定を契約書に明記しない場合の決定書への理由付記について

契約保証金に係る規定を明記していない土地賃貸借契約の契約締結の決定書に、契約保証金に係る規定を契約書に明記しない根拠等が記載されていなかった。

管財契約課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約の性格から相手方が主体性を持つ不動産賃貸借契約については、契約書に契約保証金に係る規定を明記しないこともできるが、契約書に契約保証金に係る規定を明記しない根拠等を明確にし、決定書に記載することとされている。

適正な事務処理をされたい。

3 公有財産の目的外使用許可について

普通財産となっている地区計画菜園内の電柱類に対し地方自治法第238条の4第7項の規定による目的外使用許可がなされていた。

同項に規定する目的外使用許可は、行政財産に対して行うものであり、普通財産に対して行うことはできない。

適正な事務処理をされたい。

〈建設課〉

監査実施日：令和3年10月6日

1 契約保証金に係る規定等を契約書に明記しない場合の決定書への理由付記について

契約保証金に係る規定及び暴力団排除に係る規定を明記していない土地賃貸借契約の契約締結の決定書に、これらの規定を契約書に明記しない根拠等が記載されていなかった。

管財契約課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約の性格から相手方が主体性を持つ不動産賃貸借契約については、契約書に契約保証金に係る規定を明記しないこともできるが、契約書に契約保証金に係る規定を明記しない根拠等を明確にし、決定書に記載することとされている。

適正な事務処理をされたい。

2 長期継続契約の必須規定について

契約期間が3年間の長期継続契約である土地賃貸借契約に条件付き解除の条項が設けられていなかった。

長期継続契約は債務負担行為を要しないが、契約書に翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の条項を設けるべきである。

適正な事務処理をされたい。

3 賃貸借契約の専決区分について

契約期間が3年間の長期継続契約である土地賃貸借契約の締結の決定が課長決定によりなされていた。

糸島市職務執行基本規則別表第5によれば、賃貸借期間が1年を超えるものについては市長の決定となる。

適正な事務処理をされたい。

4 道路占用料の算定について

占用物件の占用期間が 11 か月で算定されている事案の許可日が確認できなかったため説明を求めたところ、許可日は申請者が警察協議的回答書を持参した令和 3 年 6 月 2 日になるとのことであった。

糸島市道路占用に関する条例の規定上、年額で定められている占用料を 11 か月で算定するには 5 月中に許可がなされていることが必要である。

適正な事務処理をされたい。

5 印紙受払簿の記載について

監査実施日時点において 1 万円分の収入印紙の受入れの記載漏れが生じていた。

収入印紙についても金券であるとの認識を持ち、適正な事務処理をされたい。

〈施設管理課〉

監査実施日：令和 3 年 10 月 8 日

1 賃貸借契約の専決区分について

契約期間が 3 年間の長期継続契約である土地賃貸借契約の締結の決定が課長決定によりなされていた。

糸島市職務執行基本規則別表第 5 によれば、賃貸借期間が 1 年を超えるものについては市長の決定となる。

適正な事務処理をされたい。

2 隨意契約による委託業務の再委託に関する規定について

業務委託契約において、同業他者では部品調達等の対応が不可能との理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠に随意契約を締結しているが、当該契約書の再委託を禁止した条項のただし書には、「あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。」と定めていた。

同業他者が対応不可能な委託業務を、再委託することは不可能ではないかと思われる。

再委託の禁止に関する規定中のただし書規定の必要性について検討されたい。

3 要綱制定の決定区分について

糸島市保存樹の援助に関する要綱が部長決定により制定されていた。

要綱の制定は、糸島市職務執行基本規則別表第 5 の専決事項のいずれにも該当しないため市長の決定が必要ではないかと思われる。

適正な事務処理をされたい。

4 公有財産の目的外使用許可について

(1) 使用料の算定について

自動販売機の使用料を糸島市行政財産の使用に関する条例第 3 条第 2 項の規定により算定していたが、1 平方メートル未満の面積を 1 平方メートルに切り上げて算定していた。

同項の規定では面積を切り上げることはできないと思われる。

適正な事務処理をされたい。

(2) 1年を超える行政財産使用許可について

電柱類及び郵便ポストの目的外使用許可申請に対し、課長決定により5年間の使用許可がされていた。

糸島市会計事務規則第79条第2項では、使用許可期間は1年を超えることができないとされ、同項ただし書では「市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。」とされていることから、5年間の許可期間とするのであれば市長の決定が必要である。

適正な事務処理をされたい。

(3) 不服申立ての教示について

行政財産使用許可書において市長が許可を取り消した場合の不服申立ての教示文が記載されていたが、不服申立ての根拠規定が誤っており、教示文の内容も平成28年4月施行の行政不服審査法改正前の文言となっていた。

適正な事務処理をされたい。併せて、行政財産使用許可書を交付する段階における当該許可を取り消した場合の不服申立ての教示の必要性について検討されたい。

産業振興部

〈農業振興課〉

監査実施日：令和3年10月13日

1 利用料金の額の承認手続について

指定管理者による管理を導入している糸島市農業公園の指定管理者の指定期間である令和2年4月1日から令和7年3月31日までの糸島市農業公園条例第20条第3項に規定する市長による利用料金の額の承認手続が行われていなかった。

利用料金の承認手続は、指定管理の指定期間ごとに行うべきであり、前指定管理期間の指定管理者が同一の場合であっても省略できるものではない。

適正な事務処理をされたい。

2 補助対象者の要件について

糸島市農業経営持続化支援事業補助金交付規程第2条に規定する補助対象者の要件には、市税等の滞納がないことは規定されていないが、補助金交付申請時には、職員が市税等の閲覧をすることの承諾書の提出を申請者に求めていた。

補助対象者の要件とされていない事項を確認するために、市税等の閲覧の同意を求ることは適当ではないと思われる。

適正な事務処理をされたい。また、必要に応じ例規の整備を検討されたい。

3 不服申立ての教示について

行政財産使用許可書において市長が許可を取り消した場合の不服申立ての教示文が記載されていたが、不服申立ての根拠規定が誤っていた。

適正な事務処理をされたい。併せて、行政財産使用許可書を交付する段階における当該許可を取り消した場合の不服申立ての教示の必要性について検討されたい。

4 県補助金（繰越明許分）の調定日について

令和2年度福岡県農業振興対策事業費補助金の調定が令和3年7月14日付けで行われていた。

当該補助金については、繰越明許分であるが、前年度中に交付決定を受けていることから令和3年4月1日付けで調定する必要がある。

適正な事務処理をされたい。

〈農林水産課〉

監査実施日：令和3年10月15日

1 野北漁港駐車場の駐車料金について

糸島市漁港駐車場条例の規定に基づく駐車料金の収納に関する事務を委託しているが、契約書には受託者が駐車料金を収納することができる時間帯まで明記されておらず、実情として夜間の駐車料金は徴収していないとのことである。

同条例の規定では駐車料金は、24時間以内を1回として料金が設定されているため、夜間のみの利用であっても駐車料金は発生するのではないかと思われる。

駐車場利用者の駐車料金負担の公平性を確保する観点からも駐車料金が発生する時間帯を明らかにされ、対応を検討されたい。

2 補助金交付事務について

糸島市志摩土地改良区補助金、糸島市二丈土地改良区補助金及び水産業の振興に係る糸島市地域おこし協力隊起業支援補助金について、それぞれの補助金交付事務の根拠となっている糸島市補助金等交付規則及び水産業の振興に係る糸島市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱に規定されている補助金の額の確定通知が補助事業者に通知されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

3 要綱改正の決定区分について

糸島市新型コロナウイルス感染症対策漁業者経営経費支援事業補助金交付要綱及び糸島市新型コロナウイルス感染症対策農林漁業者経営継続支援事業補助金交付要綱が市長決定により制定されていたが、両要綱の改正は部長決定となっていた。

要綱の改正は、糸島市職務執行基本規則別表第5の専決事項のいずれにも該当しないため市長の決定が必要ではないかと思われる。

適正な事務処理をされたい。

4 不服申立ての教示について

行政財産使用許可書において市長が許可を取り消した場合の不服申立ての教示文が記載されていたが、不服申立ての根拠規定が誤っており、教示文の内容も平成28年4月施行の行政不服審査法改正前の文言となっていた。

適正な事務処理をされたい。併せて、行政財産使用許可書を交付する段階における当該

許可を取り消した場合の不服申立ての教示の必要性について検討されたい。

〈商工観光課〉

監査実施日：令和3年10月18日

1 糸島市ワークプラザの管理運営について

糸島市ワークプラザは指定管理者による管理を導入している施設であるが、糸島市ワークプラザ条例第14条では、ワークプラザを使用しようとする者は市長の許可を受けなければならぬとされている。

市長の許可が想定される事項について説明を求めたところ、国県等の高齢者等の雇用に関する学習会などをワークプラザで行う場合が想定されるが、これまで利用実績はないとのことであった。

指定管理者制度は使用許可権限も含めた管理権限を委任できる制度であることから、施設の効果的、効率的な管理運営を実現する観点から指定管理者に使用許可権限を付与するかどうか検討されたい。併せて、施設の設置目的を実現するための活発な利用がなされるよう周知されたい。

2 隨意契約の理由について

土地賃貸借契約について、契約締結の決定書では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用する随意契約とされていたが、その理由が記載されていないものが複数見受けられた。

随意契約は、競争の方法によらない例外的な契約方法であり、その根拠を具体的に明らかにする必要がある。

適正な事務処理をされたい。

3 契約保証金に係る規定を契約書に明記しない場合の決定書への理由付記について

契約保証金に係る規定を明記していない土地賃貸借契約の契約締結の決定書に、契約保証金に係る規定を契約書に明記しない根拠等が記載されていなかった。

管財契約課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約の性格から相手方が主体性を持つ不動産賃貸借契約については、契約書に契約保証金に係る規定を明記しないこともできるが、契約書に契約保証金に係る規定を明記しない根拠等を明確にし、決定書に記載することとされている。

適正な事務処理をされたい。

4 不服申立ての教示について

行政財産使用許可書において市長が許可を取り消した場合の不服申立ての教示文が記載されていたが、審査請求期間が平成28年4月施行の行政不服審査法改正前の期間となっていた。

適正な事務処理をされたい。併せて、行政財産使用許可書を交付する段階における当該許可を取り消した場合の不服申立ての教示の必要性について検討されたい。

人権福祉部

〈福祉保護課〉

監査実施日：令和3年10月20日

指摘事項なし

〈福祉支援課〉

監査実施日：令和3年10月22日

1 単価契約に係る契約保証金免除の根拠について

重度身体障害者訪問入浴サービス事業委託契約は、単価契約となっており、当該契約締結の決定書において積算額が300万円を超える金額となっていたが、糸島市契約事務規則第24条第7号を根拠として契約保証金を免除していた。

単価契約については、積算額又は予算額をもって契約金額と考え、契約保証金免除の適用条項を判断すべきと思われる。

適正な事務処理をされたい。

2 糸島市地域活動支援センターについて

前回の定期監査において、施設の設置目的及び公的関与の必要性を十分に考慮した上で、当該施設の管理運営の方法について検討を求めていたが、状況に大きな変化はない。

また、施設の休館日等についても、糸島市地域活動支援センター条例施行規則第2条に規定する休館日及び第3条に規定する利用時間のとおりに運営がなされていない状況となっている。

公の施設としての糸島市地域活動支援センターの設置趣旨に鑑み、当該施設の管理運営方法について再度検討されたい。

〈子ども課〉

監査実施日：令和3年10月25日

1 放課後児童クラブの名称等について

糸島市放課後児童クラブ条例に規定されている児童クラブの名称及び位置が、指定管理者との協定書に規定されている児童クラブの名称及び所在地と異なっていることから説明を求めたところ、1住所に1児童クラブを原則としているが、小学校の教室を借りている場合等もあり条例と食い違う部分が生じているとのことであった。

条例に規定する公の施設の名称等と指定管理者が管理する公の施設の名称等は本来一致すべきものであることから条例及び協定書に規定すべき放課後児童クラブの名称等について整理されたい。

2 子育て支援センターについて

前回の定期監査において、糸島市子育て支援センター条例に規定されていない交流プラザ二丈館及び交流プラザ志摩館内に設置している施設についても、計画等において常設の子育て支援センターとして位置づけ、事業を実施していることから、例規の整備についての検討を求めていたことについて説明を求めたところ、令和2年度から子育て世代包括支援センターを開設したことに伴い、職員の常駐体制が困難となっていること等から条例改

正を見送ったとの説明であった。

地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設とされており、物的施設を中心とする概念であり、人的体制は必ずしもその要素とはされていない。

子育て支援センターとして市民に周知されている交流プラザ二丈館及び交流プラザ志摩館内の施設を公の施設として例規上位置づける必要性について再度検討されたい。

〈人権・男女共同参画推進課〉

監査実施日：令和 3 年 10 月 27 日

1 住宅新築資金等貸付事業基金について

糸島市住宅新築資金等貸付事業基金条例第 6 条では、基金は地方債の償還財源に充てる場合に限り処分することができるとされている。

住宅新築資金等貸付事業債の償還は令和 3 年度で終了することとなっており、償還終了時には基金の設置意義が失われるのではないかと考えられる。

今後の基金の取扱い方針について早急に検討されたい。

2 契約保証金を免除する場合の根拠について

糸島市人権センター清掃業務委託契約の契約金額は 336 万 6 千円となっているが、糸島市契約事務規則第 24 条第 7 号を根拠として契約保証金を免除しており、決定書には同号を適用する詳細の理由の記載がなかった。

管財契約課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約金額が 300 万円以上の施設維持管理及び保守に係る契約のうち、契約案件を誠実に履行できると見込まれる契約のときは、発注担当課にて過去の履行実績や現在の経営状況等を総合的に判断し、決定書にその理由を明記したものに限り同条第 7 号の適用が可能とされている。

適正な事務処理されたい。

3 補助対象経費の精査について

糸島市人権・同和教育推進校区事業補助金の交付申請に対する補助金交付決定において、補助対象経費以外の経費である予備費を補助対象経費に含め補助金交付額の算定がされていた。

申請の内容を精査され、適正な事務処理をされたい。

4 公有財産の目的外使用許可について

(1) 行政財産使用料減免の決定区分及び減免額の根拠について

糸島市人権センター図書室の行政財産使用料減免申請に対し、糸島市行政財産の使用に関する条例第 7 条第 4 号の「公益上市長が必要と認めるとき」を適用し、課長決定により半額免除で減免決定していた。

減免割合の根拠について説明を求めたところ、人権センター事業への協力団体であるため以前からの減免割合を採用しているとのことで、半額免除とした明確な根拠を確認する

ことができなかった。

減免割合については合理的な説明ができる根拠が必要である。また、同条例第7条第4号を適用する場合は市長の決定が必要である。

適正な事務処理をされたい。

(2) 行政財産使用料の算定について

糸島市人権センター内自動販売機の使用料を糸島市行政財産の使用に関する条例第4条の規定により算定していたが、その算定に用いる建物の評価額が同条例施行規則第3条に規定する評価額とは異なるものとなっていた。

適正な事務処理をされたい。

(3) 不服申立ての教示について

行政財産使用許可書において市長が許可を取り消した場合の不服申立ての教示文が記載されていたが、平成28年4月施行の行政不服審査法改正前の文言となっていた。

適正な事務処理をされたい。併せて、行政財産使用許可書を交付する段階における当該許可を取り消した場合の不服申立ての教示の必要性について検討されたい。

総務部

〈危機管理課〉

監査実施日：令和3年10月29日

1 暴力団排除に関する警察照会の取扱いについて

今回の定期監査で確認した限りにおいて、各課で所管する個人に対する補助金の交付要件として、暴力団員等でない者であることを定めている場合、暴力団員等でないことを確認するため警察照会を行っている課はわずかであり、大半は暴力団員等でないとの誓約書の提出を求める対応となっていた。

暴力団追放を所管する課として、警察照会が必要となる場合を明確にされ、全庁統一的な事務が行われるよう周知されたい。

2 不服申立ての教示について

糸島市空き家等の適正管理に関する条例施行規則において定める様式に不服申立ての教示文が記載されていたが、平成28年4月施行の行政不服審査法改正前の文言となっていた。

例規整備について検討されたい。

3 ホームページ上の情報について

危機管理課で所管する事務に関する多数の情報が市ホームページ上に掲載されていたが、防犯灯電気料の補助に関し例規と異なる内容となっているもの、飲酒運転撲滅の取組に関し県の制定当時の条例が掲載されているもの、避難場所に関し説明が不足していると思われるもの等が見受けられた。

市民に分かりやすく、正確な情報を伝える内容となっているか定期的な確認をされたい。

4 補助金交付事務について

(1) 収受日等について

補助金交付申請書の収受日が確認できないもの及び補助金交付申請書に記載のある申請日よりも前の日付で補助金交付の起案がされ、決定までされているものが多数見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(2) 補助対象経費の精査について

糸島市安全安心まちづくり事業補助金の交付申請に対する補助金交付決定において、申請団体の予算資料からは補助対象経費が確認できないにもかかわらず、申請額どおりに補助金交付決定がなされていた。

申請の内容を精査され、適正な事務処理をされたい。

(3) 補助金の額の確定通知について

糸島市補助金等交付規則を根拠とする補助金について、同規則に規定されている補助金の額の確定通知が補助事業者に通知されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

〈財政課〉

監査実施日：令和3年11月1日

指摘事項なし

〈公共施設マネジメント推進室〉

監査実施日：令和3年11月5日

指摘事項なし

〈総務課〉

監査実施日：令和3年11月8日

1 支出負担行為の専決権限について

地方自治法第232条の3では、支出の原因となる契約が支出負担行為の代表的なものとして規定されていることから、糸島市職務執行基本規則別表第6に規定する支出負担行為の専決区分について説明を求めたところ、同規則別表第6の支出負担行為は財務会計上で支出する際の専決区分を示したもので、契約をする際は、事務の種類ごとの専決区分を定めた同規則別表第5の専決区分に従うべきとの見解であった。

今回の定期監査において各課の契約締結における専決区分を確認した限りにおいて、契約締結の決定の際、契約を支出負担行為と捉えて同規則別表第6の専決区分に従って決定したため、同規則別表第5で定める専決区分による決定とはなっていない事例が散見された。

同規則別表第6の支出負担行為については、財務会計上の限定的な解釈であることを全局的に周知されたい。また、必要に応じ例規整備について検討されたい。

2 契約保証金に係る規定等を契約書に明記しない場合の決定書への理由付記について

契約保証金に係る規定及び暴力団排除に係る規定を明記していない総合健診業務委託契約の契約締結の決定書に、これらの規定を契約書に明記しない根拠等が記載されていなかった。

管財契約課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約の性格から相手方が主体性を持つ契約については、契約書に契約保証金に係る規定を明記しないこともできるが、契約書に契約保証金に係る規定を明記しない根拠等を明確にし、決定書に記載することとされている。

適正な事務処理をされたい。

3 切手等の在庫確認について

一部の種類の切手を除き長期間に渡り在庫確認がなされていない状況が見受けられた。

切手等についても金券であるとの認識を持ち、適正な事務処理をされたい。

4 附属機関該当性の判断基準等について

今回の定期監査で、各課において要綱等により委員会等を設けている事例が散見されたため、当該各課のヒアリングにおいて附属機関該当性の検討状況について説明を求めたところ、行政運営上の意見聴取として機能するものであり附属機関には該当しないとする回答が多かった。しかしながら、当該委員会等の設置要綱等においては、合議体として誤認されるおそれのある委員の定足数や採決方法について定めているもの、公務員としての発令行為と誤認されるおそれのある委員の委嘱行為について定めているもの等が散見された。

総務課においては、予算編成事務説明資料として地方自治法第138条の4第3項の規定の提示と合わせ、執行機関が行う意思決定過程の一部を担い、執行機関から相当独立性をもって中間的に判断を行う役割を担う組織が附属機関であるとの一定の見解を示し、各課で設ける委員会等の附属機関該当性の確認を求められているところであるが、地方自治法第138条の4第3項の規定は附属機関について概括的に定めるのみで、その適用関係については明確に規定されているものではないため、更に詳細な附属機関該当性の判断基準を示すとともに、各課で制定する要綱等の規定上からも附属機関と捉えられることのないよう全庁的に周知されたい。

〈管財契約課〉

監査実施日：令和3年11月10日

1 民法改正に伴う規定の整備について

契約書に規定すべき事項を定めている糸島市契約事務規則第21条第2項第6号では「瑕疵担保責任」と規定しているが、民法改正により「瑕疵担保責任」という概念は「契約不適合責任」に改められている。

例規の整備について検討されたい。

2 契約締結時の管財契約課の合議について

今回の定期監査において、各課が締結した契約の決定書に管財契約課の合議がないもの

が見受けられたため、管財契約課の合議が必要となる契約について説明を求めたところ、長期継続契約及び地方自治法施行令第167条の2第2号から第9号までに規定する随意契約が合議の対象との回答であった。

統一した事務が行われるよう全序的に周知されたい。

3 公有財産の目的外使用許可について

(1) 建物の行政財産使用料の算定について

市役所本庁舎内の売店等の建物の行政財産使用料について、糸島市行政財産の使用に関する条例第4条に規定する建物の使用料の算定方法とは異なる方法及び同条例施行規則第3条に規定する評価額とは異なる評価額により算定されていた。

条例及び規則に定める算定方法等に従い適正な事務処理をされたい。

(2) その他工作物の行政財産使用料の算定について

糸島市行政財産の使用に関する条例第3条第1項第2号に規定する工作物については、糸島市道路占用に関する条例の例により使用料を算定することとされているが、面積の端数処理を行わずに算定されていた。

条例に定める算定方法に従い適正な事務処理をされたい。

(3) 一括申請された電柱類の行政財産使用許可について

一括申請された電柱類の行政財産使用許可について、許可対象の財産区分の確認を求めたところ、行政財産使用許可を行っているもののうちには普通財産が含まれているとのことであった。

地方自治法第238条の4第7項の規定による目的外使用許可は、行政財産に対して行うものであり、普通財産に対して行うことはできない。

財産区分を明確にされ適正な事務処理をされたい。

(4) 庁舎内壁面広告に係る行政財産使用許可について

庁舎内の壁面広告に関する事務については、糸島市広告掲載事業実施規程に基づき実施されているが、広告を掲載するに当たり行政財産使用許可が行われていなかった。

適正な事務処理をされたい。

(5) 不服申立ての教示について

行政財産使用許可書において市長が許可を取り消した場合の不服申立ての教示文が記載されていたが、不服申立ての根拠規定が誤っているもの及び教示文の内容が平成28年4月施行の行政不服審査法改正前の文言となっているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。併せて、行政財産使用許可書を交付する段階における当該許可を取り消した場合の不服申立ての教示の必要性について検討されたい。

なお、今回の定期監査において、他課でも同様の事例が多数見受けられたため、各課で指摘したところであるが、今回の定期監査対象課以外の課でも同じような内容の許可書と

なっていることも考えられることから、管財契約課において許可書のひな形を示すこと等により全序的に周知されたい。

会計課、監査事務局

〈会計課〉

監査実施日：令和3年11月12日

指摘事項なし

〈監査事務局〉

監査実施日：令和3年11月12日

指摘事項なし